

市長所信表明（令和元年１２月）

おはようございます。

本日、令和元年１２月吉野川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席を賜りありがとうございます。

定例会に臨みまして、当面する諸課題への取り組み状況と今後の市政運営に対します所信の一端を申し上げますとともに、提出議案のご説明をさせていただき、議員各位はじめ市民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、本年９月に台風１５号が、１０月には台風１９号が、日本に上陸し、東日本を中心に甚大な被害をもたらしました。

被災されました皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

本市では、県及び市長会からの要請を受け、１０月１８日から２４日までの間、栃木県佐野市に職員１名を派遣し、家屋の被害認定調査を行って参りました。

今後も引き続き、要請に応じた職員派遣など、できる限りの支援・協力を行って参りたいと考えております。

次に、このたびの吉野川市議会議員補欠選挙におきまして、ご当選されました岡田議員、中西議員、北川議員に対しまして、改めてお喜びを申し上げますとともに、今後は、本市の発展、また住民福祉の向上に向け、ご尽力を賜りますことをご期待申し上げたいと思えます。

次に、去る１１月１７日、「故 川真田哲哉 吉野川市長 お別れの会」を市議会との共催により、セントラルホテル鴨島にて執り行いました。

多くの市民の方々、ご来賓の方々のご出席を賜りましたことに対しまして、この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。

次に、皇位継承に伴う重要祭祀（さいし）である「大嘗祭」が去る11月14日から15日にかけて、厳かに執り行われました。

この「大嘗祭」に欠かすことのできない「麩服（あらたえ）」が、美馬市木屋平で栽培された麻を用いて、吉野川市山川町の山崎忌部神社において反物として織り上げられ、10月の末に無事、皇居に調進されたところでございます。

調進にあたり、ご尽力いただきました関係者各位、地域住民の皆様にご心から敬意を表する次第であります。

さて、冒頭にも申し上げましたとおり、私は、このたび、吉野川市のかじ取り役の重責を担うこととなりました。

今回の市長選挙期間中には、多くの市民の皆様からさまざまなご意見、ご要望を賜りました。今後におきましても、市民の皆様の小さな声にも心を寄せ続けることができる優しさ、そして、確固たる信念を持った強さ、行動力・決断力により、誠心誠意、市政運営に取り組んで参ります。

その基本政策の柱として、

- ・暮らし、福祉における市民満足度の向上
- ・市長トップセールスをはじめ、これまでにない行動力の実践
- ・移住定住、にぎわいにつながる吉野川市の魅力度の向上
- ・安心、安全、便利に繋がるまちづくりの拡大
- ・「市民の役に立つ所」＝「市役所」への変革

を掲げさせていただいたところであり、今後、これらの着実な実行に全力を傾注して参りますので、議員各位の力強いご支援、並びに、市民の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

次に、「令和2年度当初予算編成方針」について申し上げます。

我が国の経済状況は、景気は緩やかに回復しているとされておりますが、依然として不透明な状況となっております。

国においては、定員管理の徹底も含め、聖域を設けることなく制度の根幹にまで踏み込んだ抜本的な見直しを行うなど、「新経済・財政再生計画」における歳出改革の取り組みを継続することとしていきます。

本市においてはこれまで、合併特例債や普通交付税の合併算定替えといった合併優遇措置を最大限に活用して、まちづくりを進める一方で、行財政改革による職員数の削減や積極的な民間活力の導入などにより健全な財政運営に努めてまいりました。

今後、歳入におきましては、合併優遇措置が本年度をもって終了すること、基金残高についても平成28年度をピークに減少していることや、歳出についても社会保障費の地方負担分の増加、公共施設等の管理運営経費の増加に加え、来年度から会計年度任用職員制度への移行に伴い多額の財源が必要となるなど、本市財政を巡る状況は一層厳しいものとなってまいります。

令和2年度の予算編成におきましては、これまでの予算規模での財政運営を維持することは困難であることから、既存の事務事業に固執することなく、緊急度・優先度を踏まえた事業選択を徹底し、編成を進めてまいりたいと考えております。

それでは、最近の市政の動きについて、申し上げます。

まず、「中心市街地活性化の推進、吉野川市民プラザ」について申し上げます。

吉野川市民プラザ建設工事は、付近道路から壮観なアリーナ棟や屋根付きの広場であるツドイニワの姿が見え、完成に向け大きな期待が膨らんで来たところでもあります。工事につきましては、今後、1月末の完成を目指し、最終仕上げの段階となっております。プラザの中核となるアリーナは内部の仕上げ工事を施工中、交流センターについては一部工事を残し、ほぼ完了しております。工事完了後は、備品の搬入を行い、施設供用開始の準備を進めてまいります。

また、市民プラザ関連工事といたしましては、市民プラザ外構工事、施設北側市道の歩道改良工事を施工中で、来年4月の施設供用開始までに完了する予定としております。

これまで、地域の皆様のご理解・ご協力のおかげもあって、工事は順調に進んでおりますことにお礼申し上げますとともに、来年4月の供用開始を目指し、施設整備に取り組んで参りますので、引き続きご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、「鴨島中央部地区認定こども園」について申し上げます。

民間活力を活かした鴨島中央部地区における私立認定こども園整備につきましては、10月上旬に新園舎が完成しており、現在、鴨島中央保育園の子どもたちは、真新しい広々とした園舎でのびのびと過ごしております。

工事につきましては、現在、旧園舎の解体工事を施工中で、その後、外構工事を行い、令和2年2月末にはすべての工事が完了する予定です。

市では、引き続き民間事業者と連携し、子どもたちの安全を最優先に考えた工事を進めてまいります。

今後も、就学前の子どもに対する教育・保育及び保護者に対する子育て支援の充実に結実するよう努めてまいりたいと考えております。

以下、当面の市政運営に関して申し上げます。

1点目は、「子育て・教育の満足度向上」についてであります。

まず、「アクティブ・シニア保育現場就労促進事業」について申し上げます。

本市では、これまでも、民間の保育園・こども園の職員に対しまして、国家公務員給与の見直しに合わせた給与改定や賃金改善に加え、キャリアアップとして、経験年数に応じた処遇改善を行ってまいりました。

しかしながら、保育業界は全国的に慢性的な人手不足が問題となっており、本市においても例外ではありません。

そこで本市では、保育士の負担軽減を図るため、昨年度から「保育補助者」の雇い上げに必要な費用の支援を徳島県内で初めて行ってきたところでございます。

また、今年度からは、徳島県版「保育助手」制度を導入することとし、保育現場の負担軽減と保育の質の向上に向け、遊具等の清掃、給食の後片付け、寝具の後片付けなど直接保育には携わらない「保育支援者」の雇用に必要な費用につきましても、徳島県内で初めて支援することといたしました。

さらに、高齢者の充実した生活や経済的自立を促すため、県の制度を活用し、意欲的で元気な55歳以上のアクティブ・シニアを保育支援者として優先的に雇用した場合には、職場内での研修に関する経費も補助することとしたところでございます。

今後も引き続き、充実した保育環境の構築に努めてまいりたいと考えております。

2点目は、「暮らし・福祉の満足度向上」についてであります。

まず、「福祉避難所訓練の実施」について申し上げます。

去る11月22日、本市と福祉避難所として協定を締結している高齢者施設「健祥会ウエル」「健祥会ヴィラ」及び「水明荘」と、県・市の関係機関等の約70名が参加し、指定避難所と連携した福祉避難所開設訓練を行い、各関係機関が福祉避難所の役割や、災害時における避難の基本的な一連の流れについて、改めて確認をしたところであります。

当日は、吉野川市災害対策本部との連絡・連携、指定避難所から福祉避難所への移送、要配慮者の受け入れ体制の確認や、健康調査を本番さながらに行うとともに、訓練終了後には、参加者による意見交換会を開催し、災害時を想定した様々な意見が出されたところです。

今後は、これらの意見も踏まえ、訓練により得た課題を整理し、福祉避難所開設・運営マニュアルに反映させるとともに、各関係機関と情報を共有し、福祉避難所の充実につなげ、災害時要配慮者支援の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、「徳島救急医療電話相談 #7119（シャープ ナナイチイチュウ）」について申し上げます。

自分自身や家族の生命・健康を守るためには、適切に医療機関を受診することが非常に重要となってまいります。

医療機関が休診となる夜間や休日に、急な病気やケガをしたとき、救急車を呼んだ方が良いのか、すぐに病院に行った方が良いのかなど迷った際に、局番なしの「#7119」に電話をかけますと、医師や看護師からアドバイスしていただける、徳島救急医療電話相談が12月からスタートする運びとなりました。

徳島県とコールセンター事業者が委託契約を締結し、県内市町村が費用の半額を負担するというもので、既に実施されている、徳島こども医療電話相談「#8000」に続き、15歳以上の相談窓口が開設されることで、「市民の皆様の不安感の払拭」はもとより、緊急性の低い救急出動の抑制や潜在的な重傷者の発見・救護といった「救急車の適正利用」に資するものと期待しております。

3点目は、「移住定住・にぎわい創出の魅力度向上」についてであります。

まず、「移住定住の促進」について申し上げます。

移住・定住の促進にあたりましては、これまでも、情報発信として、シティプロモーションの実施、受け入れ体制の充実に向けては、移住コーディネーターの配置、住まいのサポートとして、「新婚世帯家賃補助事業」や「来て観て住んで事業」等を展開しているところであります。

今年度につきましては、移住促進パンフレットを作成中であり、もう間もなく完成する予定であります。

今後は、移住相談会や移住関連施設において配布することにより、本市を知っていただくきっかけづくりとして、また魅力発信ツールとしての効果も期待しております。

各種事業と移住促進パンフレットを効果的に活用しつつ、今後、市長である私自身が、大都市圏での移住関連イベント等でトップセールスを行い、移住者や定住人口の増加を図ってまいりたいと考えております。

次に、「市民の自発的な地域活性化への取り組み」について申し上げます。

10月5日・6日の2日間にわたり、廃校となった美郷・旧種野小学校で「第2回みんなの文化祭」が、

10月26日には、鴨島駅前通り界隈で「もういっかいわざわざ鴨島駅前に行こう」が、

11月10日には、川島体育館駐車場で「第2回川島ふるさと祭り」が、

11月16日・17日には、2日間にわたり、鴨島運動場で「とくしままんなかマルシェ・セカンド」が開催されました。

各会場とも、大人から子どもまで楽しめる、趣向を凝らしたイベント内容となっており、市内外から多くの方が会場に足を運ばれ、大いに賑わったところでございます。

これらのイベントは、昨年度から地域に賑わいを創出したいという思いを持った市民団体などの皆様が、個々のネットワークを駆使して取り組まれた、これまでになかった新しい形態で行われるイベントとなりました。

本市としては、これらのイベントが今後も継続できるよう、引き続き何らかの形で支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、「美郷梅酒まつり」について申し上げます。

「第11回美郷梅酒まつり」が、昨日、一昨日の2日間、全国初の梅酒特区・美郷において盛大に開催されました。

この梅酒まつりは、訪れた方々に、紅葉した木々を眺めてもらいながら、梅酒の酒蔵や農家民宿など、9つの会場を巡って、こだわりの梅酒を心ゆくまで堪能してもらい、さらには、美郷の風景や「人々」との交流を図ることで、美郷のイメージアップに向け、その一翼を担っているものと考えております。

次に、「鴨島大菊人形展」について申し上げます。

本市の秋の恒例イベント「第79回鴨島大菊人形・第87回四国菊花品評会」が10月18日から11月17日までの1か月間、市役所イベント広場及び鴨島駅前で開催され、期間中は、市内外から多くの方々が訪れ、可憐に咲く菊の花の美しさと、全国でも数少ない菊人形の技に魅了されておりました。

今年の菊人形は日本昔話をテーマに9体、市マスコットキャラクター「ヨッピー・ピッピー」2体、鴨島駅前会場に「空海と八畳岩（はちじょういわ）の場面」2体、計13体の菊人形を展示させていただきました。

また、四国菊花品評会では、地元「鴨島菊友会」の会員の方々が、丹精込めて育てた「立菊（たちぎく）」、「懸崖（けんがい）」、「福助花壇（ふくすけかだん）」などの作品や、市内小・中学校の児童、生徒が育てた「ぼんてん菊」など計738鉢を展示いたしました。

次に、「種野小学校を活用した中山間地域交流拠点整備事業」について申し上げます。

平成29年度に策定いたしました「吉野川市中山間地域交流拠点整備計画」に基づき、旧種野小学校を美郷内外の方々の交流拠点施設としてリニューアルするもので、昨年10月から改修に向け取り組みを進めておりました実施設計が、本年9月末に完了いたしました。

本実施設計に当たりましては、美郷を活性化したいという思いを持った地元の方々が、「旧種野小学校利活用検討専門グループ」を立ち上げ、整備計画の基本コンセプトである「ありのまま・スモールスタート」を念頭に、設計作成に参画いただき、地域と行政が協働して取り組んだ集大成となっております。

本事業の完成により、美郷内外のさらなる交流人口の増加や、新たに起業を検討されている方のステップアップの場としての活用などが期待できるものと考えております。

改修工事につきましては、今年度から令和2年度までの2ヶ年計画で、来年2月に着手、備品等の納品を含めて、令和3年2月末頃の完成を予定しております。改修後の運営につきましては、民間事業者をお願いする予定としており、令和3年度の供用開始を目指しております。

次に、「第19回吉野川市リバーサイドハーフマラソン」について申し上げます。

前回大会までは毎年3月頃に実施しておりましたが、近年のマラソンブームから、県内の各種大会が2月・3月に集中していることもあり、参加者が分散されるような状況でありました。

このような状況を解消するため、今大会からは実施時期を11月に変更し、昨日開催したところであります。

県内外から約1,000人の参加者をお迎えし、ランナーの皆さんには、吉野川の風景を眺めながら、競技を楽しんでいただいたところでございます。

また、前々回の大会では「最強市民ランナー」としてご参加をいただきましたが、今大会では、プロランナーに転身した「川内優輝選手」と「川内侑子選手」ご夫妻に招待選手として、ご参加をいただきました。

前日イベントとして山川アメニティセンターで実施した「川内優輝講演会」では、スポーツの楽しさを伝えていただき、子どもたちの未来への糧となるお話をしていただきました。また、大会後の「レセプション」では、市民の方や県内外からの参加者との交流などで会場を盛り上げていただきました。

4点目は、「成長する産業づくりの拡大」についてであります。

まず、「コワーキング・シェアオフィス運営事業」について申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、来年4月にオープンする予定の吉野川市民プラザ内にコワーキング・シェアオフィスを開設いたします。

このオフィスは、利用者同士のコミュニティを育成し、交流によるビジネスチャンスの創出、地域特性を活かした新しいビジネス創出の機会の場として、また、地域住民との交流の場として活用することを目的としております。

オフィスの管理運営につきましては、当面、市直営で行う予定としておりますが、一部の業務をノウハウのある専門業者に委託する予定としており、委託する業者につきましては、年明け早々に募集を開始し、応募者を対象にプロポーザル方式による選定を行い、価格だけでなく、優れた事業提案をされた業者を選定してまいりたいと考えております。

また、オフィスの管理運営の他に、誘致セミナーや企業間交流イベントなどの業務も併せてお願いする予定としております。

このオフィスが開設されることによって、鴨島駅前通り周辺にリモートワーカーや新しく起業を考えている方などが集い、これまでとは違った「人」と「人」との交流の場が築かれることが予想され、これにより、中心市街地の活性化が図られるとともに、市内の商工業の発展に繋がるものと期待しているところであります。

次に、「マイナポイントを活用した消費活性化対策」について申し上げます。

消費税率引き上げに伴う需要平準化策として、マイナンバーカードの利用によって、国から付与される「マイナポイント」を活用した、消費活性化策が、令和2年度から実施されることとなりました。

本サービスを利用するにあたっては、マイナンバーカードにマイキーIDを設定することが必要となることから、来年1月から3月までの3ヶ月間、市役所内に専用窓口を設置し、マイナンバーカード取得者に対する、マイキーIDの設定支援を行ってまいりたいと考えております。

また、「マイナポイント」の活用を通じて地域経済の活性化を図るため、マイナポイントを利用できる店舗拡大に向け、市内の商工団体を通じて、市内の中小小売店舗への加盟店募集を行うことといたしました。

今後は、「マイナポイント」の活用に向け、市民の皆さんへPRするため、市ホームページや広報誌、リーフレットなどによる、制度の円滑な普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

5点目は、「安心・安全なまちづくりの拡大」についてであります。

まず、「国土強靱化計画」について申し上げます。

平成25年12月に、国土強靱化基本法が施行され、国や都道府県においては、国土強靱化基本計画や地域計画が策定されたところでもあります。

しかしながら、市町村における地域計画の策定につきましては、法律上は任意となっていることもあって、全国1,741市区町村のうち、現在策定済みは117団体と、1割にも満たない状況となっております。

徳島県内につきましても、24市町村のうち5町のみが策定済みという状況であります。

一方で、昨年の西日本豪雨や台風21号、北海道胆振（いぶり）東部地震の発生、そして、本年においても、相次ぐ台風や低気圧による豪雨、強風など、自然災害による被害は頻発、激甚化しております。

こうした中、本市といたしましては、市民の皆様の安全安心の確保に向け、大規模自然災害等に強い地域を作るため、「国土強靱化地域計画」の策定に取り組むこととしたところであります。

また、この地域計画に記載した事業につきましては、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」交付金・補助金の重点配分や優先採択が期待できることから、今年度中の策定を目指し、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「災害への備え」について申し上げます。

徳島中央広域連合が整備を進めていました西消防署につきましては、去る10月1日から新庁舎での業務が開始されましたが、その近傍に、本市の消防防災活動拠点施設を整備することとしており、完成後は、大規模災害発生時の物流拠点として、また、災害廃棄物の一時仮置場などとして、避難所生活や復旧に向けた支援に大きく寄与するものと考えているところであります。

また、こうした施設整備とともに、平時から取り組まなければならないものに、防災訓練がございます。

本市では、平成20年度に自主防災組織の結成率が100パーセントとなり、現在では多くの組織で防災訓練を実施していただいております。

訓練の内容につきましては、消防署や消防団などにご協力いただき、消火訓練や炊き出し、避難行動要支援者支援訓練などのほか、警察や自衛隊にも参加いただき、展示的訓練を実施している地区もがございます。

市におきましても、約3年ごとに、防災関係者が一体となった総合防災訓練を実施し、地域防災力の向上を図ってきたところであります。

この総合防災訓練は、合併後の平成18年度から、旧4町村で延べ4回実施いたしました。訓練内容の多くが自主防災組織の訓練と重複してきたこともあり、これからの市の訓練につきましては、市役所の態勢強化、つまり、災害対応の中核を担う市職員の実践的な訓練・検討会に移行してまいりたいと考えております。

今年度につきましては、南海トラフ地震が発生してから24時間以内の「初動段階」を想定した、災害対策本部の運営訓練を実施するとともに、市内の小・中学校やこども園などで、地震の際の安全確保行動である、まず低く、頭を守り、動かない、という「シェイクアウト訓練」といった、実働的な訓練も実施する予定としております。

なお、今年度の総合防災訓練は、阪神淡路大震災が発生した日で、災害への備えの充実強化を図ることを目的とした「防災とボランティアの日」の来年1月17日に開催する予定としております。

6点目は、「持続可能な地域づくりと市役所の変革」についてであります。

まず、「生活排水処理最適化事業」について申し上げます。

本市における「浄化槽汚泥等」の処理につきましては、阿北環境整備組合による「広域処理」から、鴨島中央浄化センターを有効活用した「単独処理」へ方針を転換し、令和3年4月からの運用開始に向けて、整備を進めているところでございます。

年明けには、県管理河川「江川」の管理道路を占用した「進入路工事」と、浄化センター内の「受入施設工事」について着手する予定としております。

今後は、受入施設関連工事を進めるとともに、条例改正等ソフト面の整備を進め、運用開始に向けた準備に努めてまいりたいと考えております。

最後に、「行財政改革」と「総合戦略」について申し上げます。

本市発足以来、第1次から現在の第3次、15年間に渡って行財政改革に取り組み、職員数の適正化や、庁舎統合、民間移管や指定管理者制度の導入を進めてまいりました。

今年度をもって第3次行財政改革が終了すること、また、同時に合併支援策も終了することなどから、今後も引き続き、行財政改革に取り組む必要があるため、来年度からの「第4次行財政改革大綱」及び「実施計画」の策定に向け、現在作業を進めているところであります。

また、人口減少の克服と地域活性化に向けた、本市の施策の方向性を示した第1期の「吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましても、今年度をもって5年間の計画期間が終了することから、本市の地方創生の実現に向け、国・県と歩調を合わせ、来年度からの「第2期総合戦略」の策定作業を進めているところであります。

市政推進の両輪とも言うべきこれら2つの計画につきましては、市内各界各層からのご意見や、パブリックコメントの実施も踏まえ、来年3月定例会において、ご報告させていただきたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、今定例会に提出いたしております案件につきまして、概要をご説明申し上げます。

今議会への提出案件は、

「一般会計補正予算・和解及び損害賠償額の決定に係る」専決処分の報告・承認案件が3件、

「暴力団排除条例の制定」など条例案件が8件、

「令和元年度一般会計補正予算（第5号）などの補正予算案件が4件、

「飯尾敷地コミュニティセンター」などの指定管理者の指定案件が6件、

「アリーナ建設工事に係る変更契約」に関する案件が1件

であります。

まず、報第15号から報第17号までは、専決処分の報告・承認案件です。

報第15号「一般会計補正予算第3号」は、10月27日執行の市長・市議会議員の選挙に要する経費として、歳入歳出それぞれ1,998万6千円を追加することについて
また、報第16号「一般会計補正予算第4号」は、同日執行の県議会議員の選挙に要する経費として、歳入歳出それぞれ275万2千円を追加することについて
専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認をお願いするものです。

次に、報第17号は、市有車両が関係する交通事故に関する和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分の報告となっております。

事故の概要や、損害賠償の額・和解の内容につきましては、議案書の専決処分書をご高覧ください。

次に、
議第103号から議第110号までは、「条例関係議案」です。

議第103号「吉野川市暴力団排除条例」は、
市民の安全で平穏な生活を確保するため、また、経済活動の健全な発展に寄与するため、市、市民、事業者の責務など暴力団の排除について必要な事項を定めるものです。

議第104号「吉野川市・議会議員の議員報酬、費用弁償・及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」から、

議第106号「吉野川市・職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」までについては、

国の「特別職の職員の給与に関する法律」の一部改正・及び・徳島県人事委員会勧告等に鑑み、給与表の改定等、所要の改正を行うものです。

内容としましては、議会議員・及び・特別職の職員については、期末手当をそれぞれ0.05月分引き上げ、

一般職の職員については、若年層の給与の月額を平均0.1パーセント、勤勉手当を0.05月分引き上げるものです。

また、これに併せて、私が市長選の公約に掲げておりましたとおり、任期中の市長給与の15パーセント・カットについても、

議第105号「吉野川市特別職で常勤のものものの給与に関する条例の一部を改正する条例」において、今議会において提案するものです。

議第107号「吉野川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」

議第108号「吉野川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」

議第109号「吉野川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正については、

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行（R1.12.14）に伴い、成年被後見人等の人権を尊重し、不当に差別されないよう、成年被後見人を資格・職種から一律に排除している制度を適正化するという同法の趣旨に鑑み、これらの条例の欠格条項を削除する等、所要の整備を行うものです。

議第110号「吉野川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正」については、災害弔慰金の支給等に関する法律・及び・同施行令の改正に伴い、市条例において引用している条項にズレが生じたため、所要の整理を行うものです。

次に、議第111号から議第114号までは、
「令和元年度補正予算案」です。

議第111号「一般会計・補正予算（第5号）」については、市長給与の15パーセントカット、人事異動、人勧による人件費の調整のほか、

「中山間地域交流拠点施設整備工事費」 5, 160万6千円
「防災活動拠点防災センター整備事業費」 1, 617万3千円
「農地、林業施設、道路、河川の災害復旧費」 5, 320万円

など、2億2,465万6千円を追加し、補正後の予算総額を、240億4,738万6千円とするものです。

議第112号「国民健康保険・特別会計・補正予算（第2号）」は、医療給付費等の減額・及び・職員人件費の調整により、197万1千円を減額するものです。

議第113号「介護保険・特別会計・補正予算（第2号）」は、職員人件費の調整により、206万5千円を追加するものです。

議第114号「水道事業会計・補正予算（第1号）」は、経営戦略策定経費に係る一般会計からの繰入金金を、収益的収入として、221万1千円を追加するものです。

次に、議第115号から議第120号までは、指定管理者の指定を行うものです。

議第115号「飯尾敷地コミュニティセンター及び吉野川市飯尾敷地公民館」は、

「モデルコミュニティ飯尾敷地地区審議会」を指定管理者とし、指定期間は、令和2年4月1日から5年間とするものです。

議第116号「美郷ほたる館」は、

「美郷宝さがし探検隊」を指定管理者とし、指定期間は、令和2年4月1日から5年間とするものです。

議第117号「川島老人福祉センター」は、

「吉野川市社会福祉協議会」を指定管理者とし、指定期間は、令和2年4月1日から3年間とするものです。

議第118号「城山老人福祉センター」は、

「吉野川市シルバー人材センター」を指定管理者とし、指定期間は、令和2年4月1日から3年間とするものです。

議第119号「山川老人福祉センター」は、

「吉野川市社会福祉協議会」を指定管理者とし、指定期間は、令和2年4月1日から3年間とするものです。

議第120号「ふれあい交流の家」は、

「吉野川市社会福祉協議会」を指定管理者とし、指定期間は、令和2年4月1日から1年間とするものです。

最後に、議第121号「吉野川市アリーナ・交流センター（仮称）建設工事変更請負契約の締結」については、

平成30年6月議会において承認いただきましたアリーナの建設工事について、内装や電気設備などの仕様の変更により、9,900万円を追加することについて議決を求めるものです。

以上、概略の説明を申し上げましたが、十分ご審議の上、原案どおり、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。